

参考資料 1 災害時要援護者関連施設の定義について

災害時要援護者関連施設は、概ね次に掲げる施設とする。

- 1 児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する施設）
- 2 老人福祉施設（老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する施設）及び有料老人ホーム（同法第 29 条に規定する施設）並びに老人居宅生活支援事業を行う施設等（同法第 5 条の 2 第 3 項から第 6 項までに規定する事業を行うものに限る。）
- 3 介護保険施設（介護保険法（平成 12 年法律第 123 号）第 8 条第 22 項に規定する施設）
- 4 障害者支援施設（障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 12 項に規定する施設）
- 5 障害福祉サービス事業所（障害者自立支援法第 5 条第 5 項に規定する療養介護、同条第 6 項に規定する生活介護、同条第 7 項に規定する児童デイサービス、同条第 8 項に規定する短期入所、同条第 10 項に規定する共同生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援、同条第 15 項に規定する就労継続支援及び同条第 16 項に規定する共同生活援助を行うものに限る。）
- 6 身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 5 条第 1 項に規定する施設）
- 7 身体障害者更生援護施設（障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項に基づく施設）
- 8 知的障害者援護施設（障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項に基づく施設）
- 9 知的障害者福祉工場（昭和 60 年 5 月 21 日厚生省発児第 104 号厚生事務次官通知「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」に基づく施設）
- 10 精神障害者社会復帰施設（障害者自立支援法附則第 48 条に基づく施設）
- 11 福祉ホーム（障害者自立支援法第 5 条第 22 項に規定する施設）
- 12 精神障害者退院支援施設（平成 18 年 9 月 2 日厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」に基づく施設）
- 13 重症心身障害児（者）通園事業（平成 15 年 11 月 10 日障発第 1110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「重症心身障害児（者）通園事業の実施について」に基づく施設）
- 14 地域活動支援センター（障害者自立支援法第 5 条第 21 項に規定する施設）
- 15 医療提供施設（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する施設）
- 16 幼稚園（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 22 条に規定する学校施設）
- 17 その他
 - (1) 救護施設、更生施設及び医療保護施設（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条第 1 項に規定する施設）
 - (2) 特別支援学校（学校教育法第 72 条に規定する学校施設）
 - (3) その他災害時要援護者に関連する施設